

一般社団法人四日市市文化協会 定款

平成 26年 9月 21日 定款作成

平成 26年 9月 22日 公証人認証

平成 26年 9月 26日 会社設立

一般社団法人四日市市文化協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人四日市市文化協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県四日市市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、四日市市における市民の文化・芸術活動の向上充実を図り、文化・芸術団体の健全な発展と楽しい文化・芸術活動の環境づくりを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種文化事業の企画運営
- (2) 文化団体の交流、育成及び文化活動への協力支援
- (3) 文化出版物の発行
- (4) 文化施設の保存や拡充の促進運動
- (5) 地域文化活動に関する調査研究
- (6) 国内及び国際文化交流の促進
- (7) 文化活動を通して福祉への貢献
- (8) 文化講演会等の開催
- (9) 委託を受けて行う文化事業の企画及び運営
- (10) 委託を受けて行う教育文化施設の管理及び運営
- (11) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した四日市市内の各部門別芸術文化団体の個人又は団体
 - (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同して、その事業又は運営等を援助する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の別途定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び年度決算に関する事項
- (5) 事業計画及び年度予算並びにその変更に関する事項

- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として年に1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上45名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。5名以内の副理事長、2名以内の常務理事、15名以内の常任理事を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 常務理事及び常任理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問)

第 26 条 この法人の名誉会員のなかから、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、社員総会において推薦する。

第6章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、予め理事長が指名した者が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長が議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 40 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事会の承認を得て理事長が行う。

2 事務局の組織・内部管理に必要な規則その他については理事会が定める。

第 11 章 附 則

(細則)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第 42 条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(入会金)

第 43 条 この法人の設立母体である任意団体、四日市市文化協会のこの法人への権利義務承継の日の前日における会員には、第 7 条の入会金を求めないものとする。

(施行)

第 44 条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立時役員等)

第 45 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 水谷 達

設立時理事 芝田 尚輝

設立時理事 本多 芳昭

設立時理事 加藤 愛郎

設立時理事 白井 良昭

設立時代表理事 水谷 達

設立時監事 清水 正明

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 46 条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 三重県四日市市浮橋二丁目5番地6

氏名 水谷 達

設立時社員 住所 三重県四日市市富田一丁目2番5号

氏名 芝田 尚輝

設立時社員 住所 三重県四日市市あかつき台二丁目2番地68

氏名 本多 芳昭

設立時社員 住所 三重県四日市市別名二丁目6番19号

氏名 加藤 愛郎

設立時社員 住所 三重県四日市市川島町6200番地48

氏名 白井 良昭

設立時社員 住所 三重県四日市市江村町670番地1

氏名 清水 正明

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人四日市市文化協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年 月 日

設立時社員 水谷 達 印

設立時社員 芝田 尚輝 印

設立時社員 本多 芳昭 印

設立時社員 加藤 愛郎 印

設立時社員 白井 良昭 印

設立時社員 清水 正明 印